

公益財団法人高槻市文化振興事業団共催に関する内規

平成23年9月1日制定

(目的)

第1条 この内規は、公益財団法人高槻市文化振興事業団（以下「事業団」という。）が、高槻市における芸術文化の振興及び地域文化の創造に資する事業を展開するに当たり、共催事業を行う場合に必要事項を定めることを目的とする。

(共催対象)

第2条 事業団が共催する対象は、団体とする。

(共催承認基準)

第3条 事業団が共催する事業は、次の各号に定める要件のすべてを満たすことを必要とする。

- (1) 事業団定款第3条に規定する目的に沿った事業であること
- (2) 広く一般市民が参加できる事業であること
- (3) 営利性の強い事業並びに政治・布教を目的とする事業でないこと

2 前項の規定にかかわらず、共催を行うことが事業団として適当であると理事長が認めたときは、共催を行うものとする。

(共催の申請)

第4条 共催を希望するものは、共催申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。その場合、必要に応じて申請者の概要及び事業計画書等の提出を求めるものとする。

(共催の決定通知及び契約)

第5条 理事長は、前条の申請書を受理し、共催の実施が適当と認めたときは、当該申請者に対し共催決定通知書（様式第2号）により通知し、必要に応じて覚書等の契約を別途締結するものとする。

(共催の内容)

第6条 事業団は、申請者と協議のうえ、事業団に過度の経費及び人的負担がかからない範囲で、事業内容に応じて次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 広報活動

紙面及びインターネット等による情報掲載並びにその情報発信にかかる費用の負担

- (2) 会場の先押さえ
- (3) チケットの販売

2 事業団は、事業団単独での企画が困難な場合など、経費の一部負担により新たな意義及び利益を創造できる事業については、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 施設使用に関する費用の負担
- (2) 舞台管理及び運営に関する費用の負担

- (3) 告知及び広告に関する費用の負担
- (4) その他、理事長が必要と認めるもの
(共催の取り消し)

第7条 理事長は、申請内容の変更により共催を見直すものの他、不正あるいは虚偽の申請並びに事業団の信用と名誉を毀損する行為があった場合等、共催取消通知書（様式第3号）により共催の決定及び契約を取り消すことができる。その場合、事業団から提供した支援について返上及び返却を求めるものとする。

(その他)

第8条 この内規に規定するもののほか、必要な事項については、理事長が定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成23年9月1日から実施する。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この内規は、令和元年5月1日から実施する。